

○「足羽慶保奨学基金」規程

1997年3月1日

規程第348号

(基金の目的)

第1条 学校法人立命館は、立命館慶祥高等学校の生徒の学業、スポーツおよび文化の振興をはかるために、足羽慶保奨学基金（以下「基金」という。）を設ける。

(基金の運用)

第1条の2 基金はこれを永続的に保持し、基金の運用から生ずる果実をもって、立命館慶祥スポーツ・文化奨学金（以下「奨学金」という。）を設ける。

(奨学金の対象)

第2条 奨学金は、次の各号に定める立命館慶祥高等学校の生徒に対して支給する。

- (1) 学業、スポーツ、学術もしくは学芸の成績の優秀な生徒（入学者・在校生）
- (2) 経済的困難者で、かつ学業、スポーツ、学術もしくは学芸に勉励する生徒

2 奨学金は、他の奨学金との重複を妨げない。

第3条 削除

(支給の決定等)

第4条 奨学金の支給の決定は、「立命館慶祥スポーツ・文化奨学金委員会」（以下「委員会」という。）がこれを行う。

2 委員会は、立命館慶祥高等学校の校長、副校長、教頭、事務長および校長が認めた者で構成し、委員長は校長とする。

(奨学金の細目)

第5条 奨学金の支給手続等の細目については、別に定める。

第6条 削除

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、常任理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、1997年3月1日から施行する。

附 則（1997年6月30日財務課・会計課統合による名称変更に伴う改正）

この規程は、1997年6月30日から施行し、1997年4月1日から適用する。

附 則（2006年4月1日機構改革に伴う一部改正）

この規程は、2006年6月28日より施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則（2007年3月1日付財務部事務体制再編に伴う改正）

この規程は、2007年4月18日から施行し、2007年3月1日から適用する。

附 則（2008年10月15日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正）

この規程は、2008年10月15日から施行する。

附 則（2013年7月3日条文整理および奨学金の支給対象の変更に伴う一部改正）

この規程は、2014年4月1日から施行する。